

排出量取引の国内統合市場の試行的実施 について

排出量取引の国内統合市場の試行的実施について

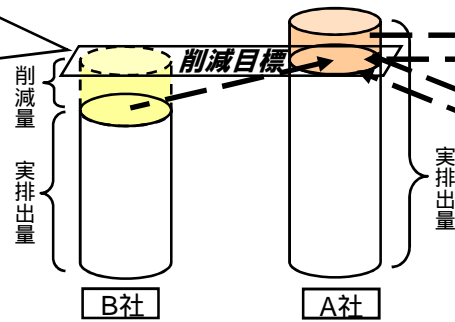
平成20年10月21日 地球温暖化対策推進本部参考資料より抜粋

国内統合市場

試行排出量取引スキーム

- ▶ 企業が自主削減目標を設定、その達成を目指して排出削減を進める。目標達成のためには、排出枠・クレジットが取引可能。
- ▶ 排出総量目標、原単位目標など様々なオプションが選択可能であり、多くの企業の参加を得て日本型モデルを検討。

自主行動計画と
統合的な目標。
妥当性を政府で
審査の上、関係
審議会等で評価・
検証。



必要な排出
量の算定・
報告、検証
等を実施。

国内クレジット

大企業等が技術・資金等を提供して中小企業
等が行った排出抑制の取組を認証(国内クレ
ジット)する制度。

協働(共
同)事業

資金・技術

国内クレジット



京都クレジット

〔海外における温室効果ガス削減分〕

自主行動計画への反映等を通じて京都議定書目標達成に貢献

制度のポイント

- 大企業、中小企業問わず、あらゆる業種の企業等様々な主体が、**実効性のある排出削減**を行うための様々なメニューを用意。
- **国内統合市場**として、様々な排出枠・クレジットが目標達成のために活用可能とする。
- 本年1～3月及び2009年秋頃にフォローアップを行う。

1. 参加申請状況について

参加申請の受付について

平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき、排出量取引の国内統合市場の試行的実施について、参加企業等の募集を行ったところ、試行排出量取引スキームに係る参加企業等の申請受付状況は、以下のとおり。（集中募集期間（10月21日～12月12日）以降の追加申請、申請取り下げを含む（3月19日現在）。参加申請企業等の詳細は次ページ参照）

1. 参加申請企業等

（1）目標設定参加者	<u>449社</u> （目標設定主体数320）
（2）取引参加者	<u>61社</u>
（3）その他参加者	<u>13社</u>
参加者合計	<u>523社</u>

2. 排出量取引試行協議会 予定会員

本制度に関し、運営等について官民の関係者間で協議を行い、併せて普及、課題の抽出、評価、情報交換等を行う官民共同の組織（政府及び日本経済団体連合会・日本商工会議所が運営）

会員合計 1,117社・団体

試行排出量取引スキームへの参加申請企業等

平成21年3月19日現在

目標設定参加者		
業種	目標設定主体数	のべ参加申請者数
(経済産業省受付) (1)	178	307
エネルギー転換部門	21	21
電気事業	9	9
石油精製業	8	8
都市ガス業	4	4
産業部門	137	266
鉄鋼業	2	74
化学工業	41	41
製紙産業	9	9
セメント産業	9	9
電機電子産業	20	20
自動車製造業	1	58
ゴム工業	21	21
その他	43	43
業務部門	20	20
コンビニエンスストア業	4	4
商社	10	10
その他	6	6
(金融庁受付)	5	5
銀行業	3	3
損害保険業	2	2

目標設定参加者		
業種	目標設定主体数	のべ参加申請者数
(財務省受付)	1	1
ビール等製造業	1	1
(文部科学省受付)	1	1
学校	1	1
(厚生労働省受付)	2	2
医薬品製造業、小売業	2	2
(国土交通省受付) (1)	6	6
航空運送事業	2	2
貨物運送事業	2	2
その他	11	11
(環境省受付)	127	127
産業廃棄物処理業	2	2
自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)(2)	125	125
	320	449

取引参加者(各省等受付)	主体数	のべ参加申請者数
	61	61

その他参加者 (国内クレジット制度排出削減事業者)	主体数	のべ参加申請者数
	13	13

参加者総計	主体数	のべ参加申請者数
	394	523

- (1) 複数の自主行動計画に参加している企業であって、今次新たに単一の目標設定を行った分の重複を排除したものの。
 (2) 今次、新たに企業単位で目標設定を行った者のうち、JVETSに事業所単位等で既に参加している11社を含んだもの。

試行排出量取引スキーム 目標設定参加者 参加申請状況

(平成21年3月19日集計分)

1. 目標指標による分類()

(単位:社)

自主行動計画 (業界団体の目標)	試行実施 (個別企業等 の申請目標)	総量	原単位	総量・原単位	合計
総量		40	2	0	42
原単位		22	94	1	117
総量・原単位		23	9	0	32
非参加		3	1	0	4
合計		88	106	1	195
(参考)企業数		217	106	1	324

排出枠の交付のタイミング:事前交付2社、事後清算199社

以上のほか、JVETS参加企業(計125社)については、すべてCO2総量目標、事前交付(既にJVETSの仕組において目標設定を終了)。

試行排出量取引スキーム 目標設定参加者 参加申請状況

(平成21年3月19日集計分)

2. 目標年度による分類

単年度目標を設定した主体数

101社 (総量52社、原単位49社)

(内訳)

2008年度のみ	10社	(総量4社、原単位6社)
2009年度のみ	5社	(総量4社、原単位1社)
2010年度のみ	70社	(総量38社、原単位32社)
2011年度のみ	2社	(総量1社、原単位1社)
2012年度のみ	14社	(総量5社、原単位9社)

複数年度目標を設定した主体数

94社 (総量36社、原単位57社、原単位・総量1社)

(内訳)

5か年度	08～12	47社	(総量15社、原単位32社)
4か年度	08～11	1社	(総量1社、原単位0社)
	09～12	7社	(総量4社、原単位3社)
3か年度	08～10	12社	(総量7社、原単位5社)
	09～11	1社	(原単位1社)
	10～12	12社	(総量5社、原単位7社)
2か年度	08,09	5社	(総量3社、原単位2社)
	09,10	2社	(原単位2社)
	09,12	1社	(総量1社)
	10,12	5社	(原単位4社、原単位・総量1社)
	11,12	1社	(原単位1社)

JVETSについては、すべて単年度参加(2008年度:61社、2009年度:78社) 両年度への参加企業が14社ある。

3. 各年度毎の目標設定主体数

年度	総量	原単位	合計
2008年度	30	45	75
2009年度	35	46	81
2010年度	70	87	157
2011年度	26	45	71
2012年度	31	56	87

2 . 目標水準の審査・確認に係る 基本的考え方及び確定結果

排出削減目標の設定方法(地球温暖化対策推進本部決定)

目標設定参加者については、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施について」(平成20年10月21日地球温暖化対策推進本部決定)及び「試行排出量取引スキーム実施要領」(平成20年10月21日試行排出量取引スキーム運営事務局(内閣官房、経済産業省、環境省))において、以下の設定方法により目標設定を行い、その妥当性を政府が審査・確認することとしている。

自主行動計画参加企業の目標は、

- ・自主行動計画と整合的なものとする
- ・目標の水準は、安易な売り手の参加を助長しないため、

当該参加者の直近の実績以上

目安として、参加者の所属する自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準以上

とする。なお、特段の事情がある場合には、個別事情を踏まえ別途判断する。

目標水準の審査・確認に係る基本的考え方及び確定結果

(1. 審査・確認基準)

前記の審査・確認を行うに当たり、申請された目標が前記、を満すことを定量的に判断するための具体的な基準を以下の通り策定した。

- (1) 個別企業等の目標について、当該個別企業等の直近の実績からの低減率が、業界団体(自主行動計画)のそれ以上であること
- (2) 上記(1)に該当しないものの、当該個別企業等の直近の実績水準が業界団体(自主行動計画)の実績よりも相当程度高く、基準年度(1990年度等)からの低減率が業界団体のそれ以上であること

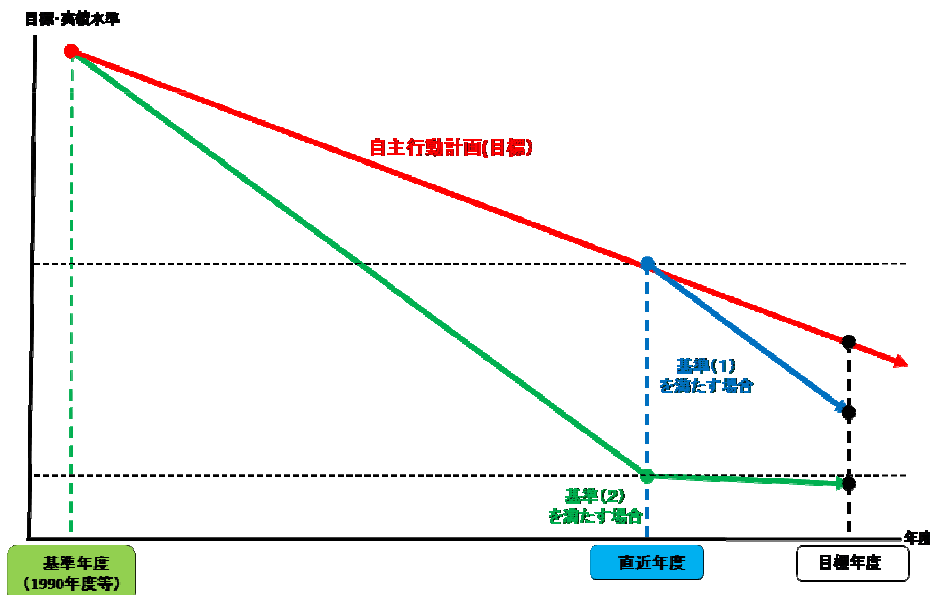
() 当該個別企業等の目標が当該個別企業等の「直近の実績以上」でない場合は「特段の事情」があるかどうかを判断する必要があるが、上記(2)の基準を満たす場合は、妥当性を認めることとする。

【自主行動計画目標】

所属業界団体	目標指標	基準年度(90年度等)実績	直近(2007年度)までの実績 下段は基準年度からの低減率	2010年度目標 下段は基準年度からの低減率	自主行動必要削減率(07FY実績08FY目標)
工業会	CO ₂ 排出量(万トンCO ₂)	100	85 -15.0%	80 -20.0%	-2.0%

【試行排出量取引目標】

	企業名	目標指標	自主行動基準年度(90年度等)実績	直近(2007年度)までの実績 下段は基準年度からの低減率	2008年度目標 下段は基準年度からの低減率	2007年度実績からの低減率	判定
1	A社	CO ₂ 排出量(万トンCO ₂)	100	87 -13.0%	84 -16.0%	-3.4%	○
2	B社	CO ₂ 排出量(万トンCO ₂)	100	83 -17.0%	82 -18.0%	-1.2%	○
3	C社	CO ₂ 排出量(万トンCO ₂)	100	90 -10.0%	89 -11.0%	-1.1%	×



- 2007年度実績からの低減率が、業界団体(自主行動計画)のそれ以上
- 基準(1)に該当しないものの、1990年度からの低減率が業界団体のそれ以上
- いずれの基準にも該当しない

目標水準の審査・確認に係る基本的考え方及び確定結果

(2. 目標水準の確定結果等)

(1) 概要

2008年度目標を中心に、上記基準に照らして審査・確認を行った結果、目標水準が確定した主体は、77主体（うち、経済産業省所管62主体）（次ページ以降参照）。

なお、5主体については、審査過程において、自主的に2008年度の目標を取下げ。（化学工業4主体、石油精製業1主体）

(2) 「業界団体を構成する企業全体」での参加について

鉄鋼（（社）日本鉄鋼連盟自主行動計画参加73社企業グループ）

自主行動計画上の高い総量目標を達成するため、業界団体として京都メカニズムクレジットの口座を開設し、共同購入を進めていること等、今後も各種排出枠・クレジットの取得等の目標達成のための共同行動が不可欠であると判断し、参加を認めることとする。

自動車（自動車生産温暖化対策推進協議会（（社）日本自動車工業会・（社）日本自動車車体工業会自主行動計画参加58社企業グループ）

鉄鋼と比して目標水準は低いものの、自主行動計画の目標の更なる引上げ（本年度既に総量目標22%削減に引上げたものを今回更に23%削減）に加えて、生産の見通しがたった段階での更なる追加引上げを既に表明しており、鉄鋼と同様、京都メカニズムクレジットの口座開設を申請済み。今後も各種排出枠・クレジットの取得等の目標達成のための共同行動が不可欠であると判断し、参加を認めることとする。

(参考) 2009年度の目標審査・確認スケジュール

2009年4月～6月

2009年度を目標年度に含む参加者の第2次集中募集期間

2009年7月以降

2009年度以降の目標水準の審査・確認

目標水準の審査・確認に係る基本的考え方及び確定結果

目標水準確定企業等一覧（全77主体のうち経済産業省所管62主体）

【経済産業省所管】(全62主体)

鉄鋼業（1主体）

日本鉄鋼連盟自主行動計画参加73社企業グループ

化学工業（5主体）

荒川化学工業、信越化学工業、東亜合成、三菱レイヨン、鶴見曹達

複数業種(化学工業・板ガラス製造業)に所属（1主体）

旭硝子

製紙産業（7主体）

王子製紙グループ、紀州製紙、大王製紙、北越製紙、レンゴー、いわき大王製紙、中央紙器工業

セメント産業等（5主体）

太平洋セメントグループ、住友大阪セメントグループ、三菱マテリアル、デイ・シー、東京窯業

電機電子産業（12主体）

TDK、富士ゼロックス、シャープ、東芝、パナソニック、日立製作所、日本電気、ダイキン工業、

富士通、横河電機、セイコーエプソン、NECトーキン

自動車製造業（1主体）

自動車生産温暖化対策推進協議会(日本自動車工業会・日本自動車車体工業会自主行動計画参加58社企業グループ)

石灰製造業（3主体）

吉澤石灰工業、東北鉄興社、菱光石灰工業

アルミニウム圧延業（1主体）

古河スカイ

ガラス製造業（1主体）

日本電気硝子

ベアリング工業（1主体）

日本精工

衛生陶器製造業（1主体）

TOTO

百貨店業（1主体）

高島屋

商社（4主体）

三菱商事、三井物産、兼松、ユアサ商事

リース業（1主体）

センチュリー・リーシング・システム

電気事業（9主体）

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力

石油精製業（6主体）

出光興産、極東石油工業、ジャパンエナジー、昭和シェル石油、新日本石油、東燃ゼネラル石油

石油鉱業（2主体）

国際石油開発帝石、石油資源開発

目標水準の審査・確認に係る基本的考え方及び確定結果 目標水準確定企業等一覧 (全77主体のうち他省庁所管15主体)

【金融庁所管】(全4主体)

銀行業(3主体)
三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、
滋賀銀行

損害保険業(1主体)
三井住友海上火災保険

【国土交通省所管】(全6主体)

航空運送事業(2主体)
全日本空輸、日本航空

貨物運送業(2主体)
秋田運送、甲陽運送

建設業(1主体)
熊谷組

住宅産業(1主体)
住友林業

【財務省所管】(全1主体)

ビール等製造業
アサヒビール

【厚生労働省所管】(全2主体)

医薬品製造業(1主体)
アステラス製薬

生協業(1主体)
生活協同組合コープさっぽろ

【環境省所管】(全2主体)

産業廃棄物処理業(2主体)
加山興業、根来産業

このほか、環境省自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)125社については、既にJVETSの仕組みにおいて目標設定を終了。

排出量取引試行協議会について

排出量取引試行協議会について

(1) 目的

試行的実施に関し、運営等について官民の関係者間で協議を行い、併せて試行的実施の普及、課題の抽出、評価、情報交換等を行うこと。

(2) 設立経緯

排出量取引試行協議会については、温暖化対策推進本部決定に基づき「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」が開始された昨年10月21日に、二階経済産業大臣が提唱し、麻生内閣総理大臣から産業界の代表に対し設立の指示があったもの。1,100超の企業・団体から参加申込が行われている。

(3) 発起人・役員（五十音順、 は会長）

岡村 正	日本商工会議所会頭、(株)東芝取締役会長
奥田 碩	「地球温暖化問題に関する懇談会」座長、トヨタ自動車(株)取締役相談役
勝俣 恒久	東京電力(株)取締役会長
坂根 正弘	(社)日本経済団体連合会環境安全委員会委員長、(株)小松製作所代表取締役会長
三村 明夫	新日本製鐵(株)代表取締役会長

(4) 協議会会員企業等

合計：1,117社

試行的実施参加会員：503社(試行排出量取引スキーム目標設定参加者449社、取引参加者61社、国内クレジット制度参加者13社)
賛助会員：614社

(5) 事務局

内閣官房、経済産業省、環境省、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所

(6) 第1回総会

上記経緯を受け、排出量取引試行協議会の設立のため、試行的実施に関し麻生内閣総理大臣に報告を行った産業界の代表者が発起人として、発起人会を4月2日に開催し、第1回総会を4月7日に開催した。

試行排出量取引スキーム ポータルサイトの開設について

「試行排出量取引スキーム」への参加者に対する情報提供等や、広く一般に制度の概要等を普及することを目的に、「試行排出量取引スキーム ポータルサイト」を開設。

1. 主なコンテンツ

- ・ 制度概要
- ・ 参加者リスト
- ・ 実施要領・様式等ダウンロード
- ・ 目標達成確認システム(へのリンク)
- ・ よくある質問(FAQ)
- ・ 申請・問い合わせ先一覧

今後、質問フォームを設置するなど、利便性向上等のため随時更新を行う。

2. サイトドメイン

<http://www.shikou-et.jp>

3. サイトイメージ(右図参照)

The screenshot shows the homepage of the 'Trial Emissions Trading Scheme Portal Site'. The header is blue with the title '試行排出量取引スキームポータルサイト'. Below the header, there are several sections:

- コンテンツ一覧**: A list of menu items including HOME, 制度概要, 参加者リスト, 実施要領・様式等ダウンロード, 目標達成確認システム, よくある質問(FAQ), and 申請・問い合わせ先一覧.
- リンク**: A section for related government ministries, listing 首相官邸, 内閣官房, 経済産業省, and 環境省.
- 関連制度**: A section for related schemes, listing 国内クレジット制度 and 自主参加型国内排出量取引制度(JVETS).
- 最新情報**: A news section with three items: 08/12/13 申請状況を公表いたしました。詳しくはこちら。; 08/11/04 全国説明会を開催しています。詳しくはこちら。; 08/10/21 参加者の募集を開始いたしました！2008年度を目標年度に含めて参加する場合は、12月12日までのご申請ください。

The main content area features a large image of a globe with a small plant growing on it, symbolizing environmental care. Text on the page states that the government has started the trial implementation of the emissions trading scheme in the domestic unified market from October 21, 2008. It explains that the scheme is a key part of the trial implementation, where participants set their own emission reduction targets and are recognized for their efforts through emission allowances and credits. The portal site's purpose is to provide information to participants and the general public.

At the bottom of the page, there is a footer with the text 'Cabinet Secretariat, Ministry of economy, trade and industry, Ministry of the environment JAPAN' and a logo for 'W3C XHTML 1.0'.